

自治基本条例と区民会議について

2016年11月30日(水)

■自治基本条例とは

- 地方分権が進み、それぞれの自治体が、自分たちの地域のことを自分たちで決定し、自律した自治運営を行うことが求められています。川崎市がどのようにまちづくりを進めていくか、その自治運営に関する基本を示したのが「川崎市自治基本条例」です。
- 川崎市自治基本条例は、川崎市における自治の基本を定めるルールとして、政令指定都市としては初めて平成16年12月に制定され、翌年4月に施行されました。

自治基本条例の基本理念 (第4条)

- 市民及び市は、次にあげることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

<市民は>

- 地域社会の課題を市民自ら解決していくことを基本としています。この自治の一部を行政(市)に任せています。

- その行政(市)に任せた部分についても、市民は主体的にかかわり、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指します。

⇒ **地域の課題は、市民自ら解決していくことが基本になります。**

<市は>

- 市民の意思を自治体運営に反映させることと、国や県とは対等な立場で相互に協力し、市政を運営していきます。

自治運営の基本原則 (第5条)

■情報共有

- 市民は、市がもっている情報にアクセスし、それを活用することによって、自らの暮らしを豊かなものにすることができます。このことを“情報共有”の原則と位置づけます。また、この原則は市民の参加や協働の取組を広げるためにも必要なものです。

■参加

- 誰もが「暮らしやすい」と感じることのできる地域社会をつくるためには、市民が市政に主体的にかかわることが必要です。市民が話し合いの場に加わり、意見や提案をするなど市民の参加のもとで市政が行われることを“参加”の原則と位置づけます。

■協働

- 市民と市が暮らしやすい地域社会を築いていくために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立って、協力し合っていくことを“協働”の原則と位置づけます。

区民会議 (第22条)

- 区民の参加と協働により、地域の課題を自ら発見し、解決を図るための調査、審議をしています。

<逐条解説抜粋>

○地域の幅広い多様な意見を出し合って区における課題を的確に把握し、区民の参加と協働によって地域で解決するための調査審議を行うことを目的として区民による会議(区民会議)を設置することを規定しています。

○区民会議の構成員は、地域の幅広い、多様な意見によって区の課題を把握する必要から、地域(町内会、自治会など)の代表、活動分野別の代表、区民からの公募委員で構成されます。

○区における課題は、その区のみに関係するものばかりではなく、市政の中で位置付ける必要がある場合も考えられますので、区民会議の調査審議の結果は、区政に相当する「区における暮らしやすい地域社会の形成」や市政へ反映させる必要があることを定めています。